

令和4年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合 議会（臨時会）会議録

令和4年4月15日（金）午前10時00分より、令和4年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を西多摩衛生組合会議室に招集した。

1. 出席議員 6名

1番 原 隆夫	2番 富永 訓正	3番 鈴木 拓也
4番 石川 修	5番 石居 尚郎	6番 小川 龍美

2. 欠席議員 0名

3. 出席説明者

管 理 者	橋 本 弘 山	副 管 理 者	杉 浦 裕 之
教育長職務代理者	鳥 海 俊 身	会 計 管 理 者	小 山 和 茂
事 務 局 長	田 中 智 文	給 食 課 長	友 野 裕 之
庶 務 係 長	所 貴 之	管 理 給 食 係 長	瀧 島 淳 介
職 員 係 長	渡 辺 佳 則		

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事日程（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	議案第6号 専決処分の承認を求めることについて [羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例]
日程第4	議案第7号 教育委員会教育長の任命について
日程第5	議員派遣について

開会時刻 午前10時00分

○議長（小川龍美） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を開会いたします。

議事日程に入る前に、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 皆様、おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和4年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（臨時会）を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、議員各位にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜り、安全で安心な給食を提供できておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、まん延防止等重点措置が全面解除されましたけれども、再び感染者の増加が懸念される場所があります。依然として予断を許さない状況でありますので、当組合といたしましても、徹底した衛生管理に努め、職員の感染防止を図るとともに、効果的な事業の運営を行い、安全安心な学校給食の提供に努めてまいります。

本日、ご提案申し上げさせていただきます議案は、専決処分の承認案件1件、人事案件1件の2件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご承認、ご同意いただきますようお願いを申し上げ、極めて簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小川龍美） 以上をもって管理者の発言は終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程（第1号）のとおりです。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第71条の規定に基づき、2番 富永訓正議員、3番 鈴木拓也議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に日程第3、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて 羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、組合の財政状況等を鑑み、管理職手当の月額及び地域手当に関する暫定措置を延長するため、及び再任用職員の管理職手当を定めるため、「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例」の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきました。このことから、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容ですが、部長職における管理職手当及び地域手当の支給割合に係る暫定措置について、令和5年3月31日までの期間に延長するとともに、再任用職員の管理職手当を定めたものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、再任用職員の管理職手当の改正規定は令和4年4月1日から施行しております。

細部につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（小川龍美） 田中事務局長。

○事務局長（田中智文） それでは、議案第6号の細部につきまして、ご説明いたします。

お手元に配付いたしました議案第6号資料「羽村・瑞穂地区学校給食組合一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表」の1ページを御覧ください。

まず、付則第4項ですが、管理職手当に関する暫定措置の改正です。

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、部長職における管理職手当の月額「9万4,000円」を「8万9,300円」に5%減額しているものを、令和5年3月31日までの期間に延長しようとするものです。

次に、付則第5項ですが、地域手当に関する暫定措置の改正です。

地域手当の支給割合について、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、本則第11条第2項で規定する「100分の18」を「100分の8.5」としているものを、令和5年3月31日までの期間に延長しようとするものです。

次に、付則第6項は、同じく地域手当の支給割合について、令和5年4月1日から当分の間、本則第11条第2項で規定する「100分の18」を「100分の10」とするものです。

次に、別表第5「管理職手当の支給区分及び支給月額」ですが、支給職員の区分を再任用職員以外の職員と再任用職員に分け、再任用職員の部長職、職務の級が5級にあるものの支給月額を7万円に、再任用職員の課長職、職務の級が4級にあるものの支給月額を4万9,000円に規定しようとするものです。

以上をもちまして、議案第6号の細部説明とさせていただきます。

○議長（小川龍美） これをもって提案理由並びに内容説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小川龍美） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号「専決処分の承認を求めることについて 羽村・瑞穂地区学校給食組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、議案第7号「教育委員会教育長の任命について」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) 議案第7号「教育委員会教育長の任命」につきまして、ご説明いたします。

平成26年10月6日から羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会教育長としてご尽力をいただいております桜沢修氏が、本年3月31日をもって辞任されました。

つきましては、後任として儘田文雄氏を教育委員会教育長として任命いたしたく、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定により、議会のご同意をいただくため、本案を提出するものであります。

儘田氏の住所は、東京都青梅市東青梅三丁目12番地の9、生年月日は、昭和34年9月2日。任期につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第5条の規定により、前任者の残任期間となりますので、令和4年4月15日から令和5年3月31日までであります。

儘田氏の主な経歴は、お手元に配付しております議案第7号資料のとおりです。ご本人は、極めて人格が高潔であり、また、豊富な教育行政に裏付けされた優れた識見をお持ちであることから、教育委員会教育長としてふさわしい方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長(小川龍美) これをもちまして提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入りますが、通告がありません。ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号「教育委員会教育長の任命について」の件を採決いたします。お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、日程第5、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第72条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その目的、場所、期間及び派遣議員名簿等については議長にご一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小川龍美) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時12分 閉会